

岩手県教育委員会告示第5号

岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第5条第3項の規定により、次のとおり岩手県指定有形文化財の指定が解除された。

令和2年9月11日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

指定番号	種別	名称	員数	所有者	解除年月日
有38	彫刻	木造聖観音坐像	1体	一関市大東町渋民 東川院	平成30年10月31日